破産手続廃止

平成２５年（フ）第２９３号
福井市大瀬町第23号107番地
破産者　株式会社山栄
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
茨城県笠間市土師1059番地の１
破産者　有限会社駒辰
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６７号
茨城県つくばみらい市東栗山107番地
破産者　有限会社ユーエス
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
千葉県長生郡睦沢町大上3670番地
破産者　髙橋　由孝
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９２７号
東京都日野市万願寺３丁目32番地の５ロイヤル・レジデンス弐番館106
破産者　後藤　昌央
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３４号
東京都八王子市下柚木３丁目３番地５―1103
破産者　幸田　泰幸
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１７号
岐阜県大垣市船町５丁目40番地
破産者　株式会社米市商店
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
岐阜県多治見市生田町１丁目42番地の４
破産者　小森　卓郎
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４６５号
名古屋市中川区南脇町１丁目31番地
破産者　有限会社田中商事
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５１号
愛知県瀬戸市水北町1543番地の２
破産者　有限会社伊里建築
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９６号
京都市東山区一橋宮ノ内町１番地の２
破産者　有限会社オフィス・マンクス
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
広島県廿日市市平良１丁目19番29号
破産者　有限会社やまぎわ酒店
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
福岡県柳川市三橋町磯鳥１番地の７
破産者　有限会社新谷商事
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町29番８―11号
破産者　平田　俊也
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目20―３
破産者　永吉一二三
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目20番３号
破産者　永吉　涼子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
北海道旭川市９条通15丁目右10号
破産者　有限会社アワノ鮮魚店
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
宮城県大崎市岩出山池月字下宮道下18番地
破産者　池月砕石株式会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
宮城県大崎市鳴子温泉字川渡18番地の５
破産者　有限会社まるは商会
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
秋田市御所野下堤３丁目２番２号
破産者　株式会社ムツワ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６９号
横浜市都筑区佐江戸町838番地
破産者　株式会社エアロガレージ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
富山県高岡市下麻生伸町859番地の232
破産者　有限会社エムニーズ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４４号
石川県白山市白山町ケ30番地
破産者　株式会社玉川土建
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所